

○ 神戸国際大学後援会会則

(昭和 56 年 4 月 8 日制定)

最近改正 2018 年 (平成 30 年) 4 月 1 日

- 第1条** 本会を神戸国際大学後援会と名づけ、事務所を神戸国際大学内におく。
- 第2条** 本会は、神戸国際大学の教育事業と課外活動（クラブ活動）の向上発展を後援するものとする。
- 第3条** 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 第4条** 本会の事業は、会員の会費及び寄附金によって行う。
- 第5条** 本会の会員は、次のとおりとする。
- (1) 正会員
神戸国際大学在学生の保護者で会費（6,000 円）を納入した者
 - (2) 賛助会員
神戸国際大学の出身者、その保護者及び一般の有志者で、本会の趣旨に賛同し、1 口 5,000 円以上の寄附をした者。
- 第6条** 本会には、次の役員をおく。
- (1) 会 長 （1 名） 運営委員の互選により定め、会全般の運営を司どる。
 - (2) 副 会 長 （2 名） 運営委員の互選により定め、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その代理をつとめる。
 - (3) 監 査 （2 名） 会員の中より選出し、会の財務を監査する。
 - (4) 運営委員 （若干名） 会員の中より選出し、会の運営に当たる。
- 第7条** 本会の役員は、全て総会において選出するものとし、その任期は1年とする。ただし、在学生の保護者の役員は、在学期間を任期とし、いずれの場合も再任を妨げない。
- 第8条** 役員に欠員の生じたときは、次期総会においてこれを補うものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 第9条** 会長は、運営委員会を招集し、事業の企画及びその執行にあたる。
- 第10条** 定例総会は原則として5月に開催するものとする。
- 2 臨時総会は次の場合開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の3分の1以上の要求があるとき。
 - 3 総会において下記の事項を審議し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
 - (1) 予算・決算の審議
 - (2) 会則の変更
 - (3) 役員を選出
 - (4) 重要事項の審議

第11条 本会は、神戸国際大学の教職員の中より顧問（若干名）に委嘱する。

第12条 顧問は、役員会に随時出席し、その諮問に応じ意見を開陳することができる。ただし、役員会の議決に参加することはできない。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条 本会の会計事務処理を、神戸国際大学事務部長に委任する。

附 則

1 この会則は、昭和56年4月8日から施行する。

2 この会則は、昭和57年4月8日から改正施行する。

1 この会則は、昭和63年5月28日から改正施行する。

2 この会則は、平成4年5月30日から改正施行する。

3 この会則は、平成9年4月1日から改正施行する。

4 この会則は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。

○ 助言指導費の支給に関する内規（後援会制定）

（昭和 61 年 4 月 1 日制定）

最近改正 昭和 63 年 4 月 1 日

第1条 学生団体（文化会・体育会クラブ）の顧問（又は代理）教員及び監督・コーチ（学外指導者含む。）に対する援助金の支給は、この内規による。

第2条 援助金の、年間支給額は、次のとおりとする。

（1）顧問・監督については、30,000 円とする。

（2）コーチについては、20,000 円とする。

第3条 支給を受ける者は、支払依頼書に年間計画書を記載し、署名押印して申請する。

附 則

1 この内規は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規は、昭和 63 年 4 月 1 日から改正施行する。